栃木市不妊治療費 助成制度のお知らせ

国内の医療機関で不妊治

場合は治療費から助成額を 費助成事業等の対象となる

費の一部を補助します。

医療保険適用外の治療 療を受けた夫婦

ただし栃木県特定不妊治療

治

に

差し引いた額の2分の1

(限度額は1年度10万円)

たす方)①婚姻している夫

(次のすべてを満

婦②申請日以前に夫婦の一

大 本

◆申請期限

医師が証明

た治療期間の最終日から

方又は双方が1年以上栃木

で申請 税の滞納がない方 市に住民登録している方③ 方又は双方が1年以上栃木 外治療費の 婦②申請日以前に夫婦の一 たす方)①婚姻している夫 療を受けた夫婦に対し、 対象者(次のすべてを満 [を補助します 保険適用外の治療費 通算には合併前の旧市町 算5回まで(1年度1回 助成期間 子1人につき 療保険各法の加入者④市 とちぎメディカルセンターについて を行 一般財団法人とちぎメディカルセンターには3 2分の 人の代表理事が就任され、市民にやさしく満足し 医療保険適用 た回数も含 ていただける医療の提供を目指し、新しい体制整 1 の額。 備に取り組んでいます。 医 いただきます。

と診断され医師による不育

玉

内の医療機関で不育症

栃木市不育症治療費

助成制度のお知らせ

生活環境課 292 生活環境課 29

0307

ただし他制度の助成対象と

額を差し引いた額の2分の なる場合は治療費から助成

(1年度3万円を限度)

本こども課

外治療費の2分の1の額。

今回は、代表理事のインタビューを紹介させて

本 地域医療対策室 🕿 21 - 2419

O. 地域医療再生に向けた考え方をお聞 かせ下さい。

A. 代表理事 石井 重利

栃木市の医療の最大の課題は「地域医 療の再生」です。その再生を図る上で、 急性期(救急)から回復期(リハビリ)、 慢性期(長期療養)、そして在宅医療に 至るまで、地域全体で切れ目なく必要な 医療・介護が提供される体制の実現が何 よりも重要です。これを具現化した事業 計画が「とちぎメディカルセンター」です。

私も代表理事として、先頭に立って努 力いたします。医療者だけでなく、地域 住民や行政の協力も不可欠です。

みんなで力を合わせて、栃木市の安心 できる医療体制を実現させようではあり ませんか。



Q. とちぎメディカルセンターの整備計 画についてお聞かせ下さい。

A. 代表理事 村野 俊一

4月1日に栃木市内の3病院が統合 され「一般財団法人とちぎメディカルセ ンター」が誕生しました。この統合は、 栃木県の地域医療再生計画の一環とし て、栃木市周辺の市民への医療・福祉サー ビスの充実のために行われたものです。

307 床の新病院(仮称第1病院)は、

平成28年3月には竣工の予定です。

併せて、現在のとちの木病院を増改築 し、(仮称)第2病院の整備が行われます。 また、医師会病院の敷地等を活用し、総 合保健医療支援センターも設置され、地 域の医療レベルが格段とアップします。

市民の皆さんの気持ちに応えた安心、 安全の医療が行えるように力を合わせて 努力してまいります。



Q. 地域医療を守るために、市民の皆さ んへお願いしたいことは。

A. 代表理事 早乙女 勇

困っている方へきちんと医療が行き届 くように、限りある医療資源を大切にし ていきましょう。例えば、救急車を呼ぶ 時や時間外に受診する前に、どうしても 必要があるのか一旦考えてみましょう。

ひとりひとりのお力添えが集まれば、 我々医療機関はその瞬間瞬間、最も医療

へ持てる力を集中させ ることができるように なり、市民の皆様の「い ざという時の安心・安 全」に繋がっていくの です。

治療が終了し た日の属する

大

健康福祉課(ゆうゆうプ

21-2512

を必要とされている方



資格者の皆様 現況届 8月 の提

大生活環境課☎43

が終了するまでの期間

の治療で出産等に伴い治療

歷生活環境課☎62

0903 9223

◆助成金額

医療保険適用

中に提出していただくこと

児童手当の現況届は6

になっています

本 保険医療課

21

2154

ください。

方法などは直接問い合わ ★申請書の記入方法や申請

税の滞納がない方

治療期間

4月1日以降

提出しましたか?

医療保険各法の加入者④市 市に住民登録している方③

> せください。 方法などは直接お問い合わ ★申請書の記入方法や申請 保険医療課 21 の翌年度末まで。 ⁻2154

が必要です。 毎年8月に、

▽大平地域

健康福祉

課

生活環境課

1 0 2

生活環境課

25 92 **29**

0307

提出がない場合は、

分からの手当が受給できな くなります。

提出の場合は、時効により ず提出してください 受給資格がなくなりますの また、2年間現況届が未 全部支給停止の方も必

別に通知を送ります 提出期間 なお、受給資格者には個 8月6日(火

提出してください

提出していない方は至急

◆提出場所・問合先

藤 健康福祉課 四 健康福祉課

ません。必ずお住まいの

地

地域には書類があ

域で手続きしてください

児童扶養手当受給

0904

◆提出・問合先

>栃木地域

藤健康福祉課☎62 プラザ内) 245 >藤岡地域

都 健康福祉課 ▽西方地域 ▽都賀地域

西健康福祉課 22 0312

丁さん



課へ連絡ください。 料金が決まります。 用している世帯は変更届 ※水道水(市水)だけを使 変更になったときは下水道 本下水道課(水道庁舎) 必要はありません。 は、使用人数により下水道 水を使用している世帯

ます。人数が変更になった ときは下水道課へ連絡くだ 洛排水施設使用料が決まり 台、使用人数により農業集

農業集落排水を利用の場

使用料について農業集落排水施設

5 7 1

※ご不明な点は、左記へ。

だけを使用している世帯は ※西方地域は、水道水(市水) 変更届の必要はありません。

本下水道課(水道庁舎

5 7 1

藤健康福祉課☎62-0904 大健康福祉課☎45-1788 健康福祉課 29 健康福祉課 29-0311 1 0 3

下水道使用料について

下水道を利用の場合、

れ事業の対象か、事前に最寄りの 問合先で確認してください。 定期予防接種の県内相互乗り入 療機関で接種を希望する場合は、 何らかの理由で県内他市町の医

(県外の医療機関で接種を希望する場合》

場合は、依頼書の提出が必要になりますので、事前に 最寄りの問合先へ連絡してください。 何らかの理由で県外の医療機関で接種を希望する

(!)子宮頸がん予防接種について

市では、積極的な接種勧奨を控えています。 6月14日付け厚生労働省健康局長勧告を受けて本

※対象保護者へ、6月17日に個別郵送しています。接 種を希望される場合には、医師と相談のうえ実施して

本 健康増進課 ☎25-3511

子どもの定期予防接種を 受けましょう!!

期)▽二種混合予防接種 ◆予防接種の種類 ▽麻しん風しん混合予防接種(2

は、受けるよう努めなければならないとされています。 ◆対象者〈定期対象内は無料(全額公費負担)〉 ◆定期予防接種とは 予防接種法に基づく予防接種

成26年3月31日まで)平成19年4月2日~平成20年 ○麻しん風しん混合(2期)年長児(接種期限、平 4月1日生まれのお子さん

0904

間) 平成13年4月2日~平成14年4月1日生まれのお ○二種混合(標準的接種期間 小学校6年生の1年

※対象者へは、通知書と予診票を4月に個別郵送。

※各自事前予約が必要 >接種場所 市内協力医療機関での個別接種 ▼持ちもの ①母子健康手帳 ②記入済の予診票

《県内他市町の医療機関で接種を

希望する場合》